

## 子どもたちの「きらり」と輝く姿とともに

若葉がまぶしい季節となりました。保護者や地域の皆様には、日頃より温かいご支援をいただき、心より感謝申し上げます。過日の「授業参観」「全校保護者会」「学級・学年懇談会」もありがとうございました。

令和8年度、鷹峯小学校は「自ら感じ・考え・行動・協働し、未来を創る鷹峯の子 ー承認・自律・創造ー」という新たな学校教育目標を掲げました。新学期が始まって約1か月、校内では目標を体現するような子どもたちの輝く姿がたくさん見られました。

### □自分で考え、行動する姿

4月10日(金)、雨のため講堂で着任式・始業式を待つ時間がありました。子どもたちは「今、どう行動すべきか」を自分で判断し、落ち着いて待つことができていました。また、着任式での6年生代表の子どもたちによる挨拶も、最高学年らしい大変立派なものでした。

### □相手を思いやる優しさ

13日(月)、初めての集団登校では、高学年が「後ろの子は大丈夫かな?」と何度も振り返り、歩幅を合わせる姿がありました。仲間を大切に「協働」の心が、登校時の風景の中にも息づいています。また、保護者・地域の皆様の見守り、感謝申し上げます。

### □主体性と伝統が息づく「フレンドリーワード」

本校では、学校教育目標をより身近に感じられるよう「楽・仲・協・挑」という4つの言葉があります。本年度から、これらを「フレンドリーワード」と呼ぶことにしました。これは、本校で長く続く「フレンドリー活動(たてわり活動)」のように、子どもたちに親しみをもってほしいという願いから名付けたものです。

この言葉には、子どもたちの主体性と伝統が息づいています。「楽・仲・協」は昨年度(令和7年度)の6年生が自分たちの姿を象徴するものとして考え抜いたものであり、そこに本年度の6年生が「自ら挑戦していく」という決意を込めて、新たに「挑」の一文字を加えました。

始業式で、この呼び名を提案した際、子どもたちは話し手の方を向き、深くうなずきながら真剣に耳を傾けてくれました。この「話し手を育てる聴き方」に、これからの学びへの大きな期待を感じています。

先輩たちの思いを受け継ぎ、新しい一歩を踏み出した子どもたちを、教職員一同精一杯、指導・支援してまいります。今月も温かい見守りをよろしくお願いいたします。  
今井 大介



## 参観・全校保護者会・学級懇談会 ありがとうございました

4月16日(木)、今年度最初の授業参観・全校保護者会・学級懇談会がありました。ご来校ありがとうございました。



## 暑さ対策



今年度は、4月中旬から気温が上昇し、暑い日が続いています。体育科学習においても、熱中症を予防するために、帽子の着用やこまめな水分補給に気をつけていきます。

その日の天候やお子たちの体調に合わせて、多めのお茶の準備や、帽子、汗ふきタオル、汗をかいた後の着替え等の準備をよろしくお願いいたします。

# 5月 行事予定

日	曜	5月学校行事	PTA・地域関係
1	金	個人懇談会4日目 特別校時・5時間授業、14:10 下校 たかがみね子ども安全の日、こころの日、朝会 聴力検査(5年)、フッ化物洗口開始	予算委員会17:30
2	土		
3	日	憲法記念日	
4	月		
5	火	こどもの日	
6	水	振替休日	
7	木	全校5時間授業 聴力検査(1年) 4年 自転車教室③④	
8	金	フッ化物洗口 4年 社会見学「さすてな京都」 検尿二次検査	
9	土		
10	日		
11	月	聴力検査(光の子・予備) 全校5時間授業	学校運営協議会
12	火	クラブ活動1回目 内科検診8:50~	
13	水		
14	木	1年生をむかえる会(中間~③)	
15	金	フッ化物洗口、たかがみね子ども安全の日、健康・安全の日 避難訓練(地震)②、眼科検診13:30~	
16	土		
17	日		
18	月	全校5時間授業	
19	火	フレンドリー活動1回目	
20	水	新体力テスト(4年~6年)①② 耳鼻科検診13:30~	
21	木	6年 南座歌舞伎鑑賞教室(11:00開演)	
22	金	フッ化物洗口、1年生心電図(新体力テスト予備日) 3年 社会見学(京都駅方面) 全校5時間授業・特別校時	
23	土		
24	日		
25	月		
26	火	委員会活動2回目	
27	水	6年プール清掃⑤	
28	木	(プール清掃予備日)	
29	金	フッ化物洗口 6年生以外 5校時授業(特別校時)	
30	土		
31	日		



## 憲法月間です



5月3日は「憲法記念日」です。日本国憲法は、昭和21年11月3日に公布され、翌年の5月3日に施行されました。憲法には、「国民主権」「平和主義」「基本的人権の尊重」の三つの基本原則があり、国の最高のきまりとされています。「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。」(11条)、「個人として尊重される。」(13条)、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」(14条)など人権尊重の理念に基づいています。

そして、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。」(12条)という条文からは、**私たち自身の努力と責任において、基本的人権は保障される**と謳っています。

本校では、毎月「こころの日」をもうけ、様々な人権問題について考え学習しています。憲法月間を機に、身近な日常の暮らしから、だれもが幸せに暮らせる社会の実現について考え、行動する機会にできればいいなと思っております。

## 安全のために



京都市では、子どもたちが安心して学校に通えるよう、学校安全ボランティア(見守り隊)の方をはじめ、様々な地域の関係機関や諸団体の方と連携を図り、ご協力いただきながら、地域ぐるみで学校安全に取り組んでおります。その取組のひとつとしてスクールガード・リーダーを配置しています。

スクールガード・リーダーは子どもたちの安心・安全の確保に向け、登下校時等の通学路や巡回パトロールを行い、学校の実情に応じた安全対策について、学校安全ボランティア(見守り隊)や学校に、**専門的な見地**から助言等をする活動を行います。鷹峯小学校の担当は**小曾原寛雄さん**です。